

私たちちは、
「東京都エコ農産物」の栽培に
取り組んでいます。



東京都エコ農産物 検索

東京都エコ農産物とは、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証するものです。

東京都産業労働局

「東京都エコ農産物®」ポイント

1

東京都エコ農産物とは、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準*から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物です。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証します。

* 慣行使用基準とは、都内の通常の栽培における化学合成農薬と化学肥料の使用実態を調査して決めたものです。なお、養液栽培については、化学合成農薬の削減割合を25%以上、50%以上の2区分で認証します。

2

都が、認証農産物の安全性を確認しPRします。農産物の栽培状況を確認するとともに残留農薬分析を実施して、都のホームページで情報提供します。

3

生産者は、認証農産物に認証マークをつけて販売することができます。都は、認証農産物のPRに努め、販路拡大のため、食品事業者や消費者へ認証マークと制度の周知を図ります。



【お問い合わせ】

(※認証、栽培に関すること)

▶ 東京都 農業振興事務所 振興課 農業環境担当
〒190-0022 立川市錦町 3-12-11 ☎042-548-5052

(※制度に関すること)

▶ 東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 ☎03-5320-4834

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



山形県立農業技術センター 著作権イニシアチブによる